姫路市自治基本条例検討懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における自治の基本理念や市政運営の原則等を定める姫路 市自治基本条例(以下「条例」という。)の規定内容について幅広く意見を求める ための姫路市自治基本条例検討懇話会(以下「懇話会」という。)について、必要 な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第2条 懇話会は、条例に規定すべき項目、内容等について調査し、審議する。 (構成)

第3条 懇話会は、15人以内の委員で組織する。

(委員の指名)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種団体を代表する者
  - (3) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その 職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を 求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 懇話会は、第2条の調査及び審議の成果について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、市長公室企画政策推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が 定める。 附則

- 1 この要綱は、平成23年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、第8条に規定する報告をしたときにその効力を失う。附 則
  - この要綱は、平成23年7月1日から施行する。